



平成23年7月4日言渡し 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(ワ)第16054号 不当利得金返還請求事件

口頭弁論終結日 平成23年5月30日

判 決

[Redacted]

原 告

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

[Redacted]

川 村 哲 二  
奥 野 弘 幸  
野 野 村 泰 二  
三 谷 岳 大

(送達をすべき場所) 不明

(商業登記簿上の本店所在地) 東京都豊島区西池袋5丁目2番3号

被 告

同 代 表 者 代 表 取 締 役

株式会社バイオインターナショナル

[Redacted]

主 文

- 1 被告は、原告に対し、73万2900円及びこれに対する平成23年5月22日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

1 請求

主文第1項と同旨

2 選択的請求原因1 (解除に基づく原状回復請求)

(1) 原告は、事業所等を有しない個人消費者である。

被告は、ホームページの企画、制作及び運営並びに通信販売等を目的とする株式会社である。



(2) 原告と被告は、平成21年9月7日、被告がその事業としてアないしウの役務（以下「被告提供役務」という。）を提供し、原告がその対価として契約金73万2900円及び年間更新料2万9800円を被告に支払うことを内容とする「ドロップ SHIPPING」商品取引及び制作供給契約（以下「本件契約」という。）を締結した。

本件契約は、被告が、いわゆるドロップ SHIPPING方式（自らは商品在庫を保有せず、顧客からの注文に応じて商品提供者から注文商品の供給を受け、これを商品提供者から顧客に直接発送する商品販売方式）を用いたオンラインショップのオーナーになる者に対して、その運営を総合的に支援するための契約である。

#### ア ウェブサイト等の制作及び維持・管理

被告は、原告が一般消費者から注文を受けて商品を販売するためのウェブサイト及びウェブコンテンツ（以下「原告ショップ」という。）を企画制作して原告に供給するとともに、作成したウェブサイトのためのドメイン取得・サーバー管理等を行う。

#### イ 販売商品の調達・供給等

被告は、原告が、あらかじめ原告ショップにて販売するものとして選定し、被告が設定した仕入価格を基にその販売価格を決定した被告の取扱商品について（原告ショップにて販売する商品の選択は、被告に一任することも可能である。）、原告ショップを通じて一般消費者から商品の注文を受けた場合には、受注処理を代行した上で当該商品を調達し、これを当該顧客に直接納品する。原告は、一般消費者からの質問や注文に対するメール返信及び入金確認を行うが、返信メールの形式（雛型）は全て被告が提供する。

#### ウ 原告ショップへの集客活動等

(ア) 被告は、原告ショップへの集客のため、検索エンジン最適化対策や検



索キーワードに連動する宣伝広告等の施策を実施する。

- (イ) 被告は、原告に対し、原告ショップの運営に対するサポート・アドバイス等を行う。
- (3) 被告は、本件契約の締結に際し、原告に対し、被告提供役務を利用して、オンラインショップを開設し、そのオーナーとして被告の取扱商品の販売業務を行うことを通じて、原告は原告ショップの顧客に販売した商品の販売価格と被告からの仕入価格との差額に相当する収益を得られることを標榜した。
- (4) 原告は、平成21年9月5日及び12日、上記契約の契約金として合計73万2900円を被告に送金した。
- (5) 原告は、被告に対し、平成23年5月21日到達（公示送達）の本件訴訟の訴状をもって、同日、特定商取引に関する法律（以下「法」という。）58条1項に基づき本件契約を解除するとの意思表示をした。
- (6) よって、原告は、被告に対し、本件契約の解除による原状回復請求権に基づき、既払契約金73万2900円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

### 3 選択的請求原因2（不当利得返還請求）

- (1) 請求原因1(1), (2), (4)と同旨。
- (2) 原告が本件契約を締結するに至ったのは、被告が本件契約の勧誘の際、真実は原告がネットショップを開設することにより確実に収入を得られる保証などないのに、確実に収益を上げることができると告げ、また、実際にはネットショップに対する宣伝広告活動を全く行っていないにもかかわらず、これらの活動を行っているかのように告げたことにより、原告をしてそれらが事実であると誤信させたためである。
- (3) 原告は、被告に対し、平成23年5月21日到達（公示送達）の本件訴訟の訴状をもって、同日、被告による法52条1項1号に違反する不実告知を理由として、法58条の2第1項に基づき本件契約を取り消すとの意思表示



をした。

- (4) よって、原告は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づき、既払契約金 73万2900円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。
- 4 被告は、公示送達による適式の呼出を受けたが、本件口頭弁論期日に出頭しなかった。
- 5 請求原因1の事実について  
証拠（甲1ないし3，5，6，9ないし11，21）及び弁論の全趣旨によれば、請求原因1(1)ないし(4)の各事実が認められる。また、同(5)の事実は当裁判所に顕著な事実である。
- 6 本件契約に基づく取引の業務提供誘引販売取引該当性について  
上記5の事実に基づき、本件契約に基づく取引が法第5章の規定による規制対象となる「業務提供誘引販売取引」（法51条1項）に該当するか否かについて検討する。
- (1) 法は、業務提供誘引販売取引にいう、相手方が事業者から購入する商品又は提供される有償の役務（以下「提供される役務等」という。）を利用して従事する業務を、事業者が自ら提供を行い又はあつせんを行うものに限定している（法51条1項）。ところが、本件において原告が行う業務と目すべきものは、原告ショップにおける販売業務及びこれに付随する受注業務、入金管理業務等（以下「原告従事業務」という。）であるところ、原告ショップの運営自体は、法形式上、原告自らが事業主体となつて行うものであつて、被告が事業主体となつて行うものではない。そのため、原告従事業務が同条項所定の業務に該当するか否か疑問がないではない。
- (2) 法51条1項が、相手方が事業者から提供される役務等を利用して従事する業務を、事業者が自ら提供を行い又はあつせんを行うものに限定した趣旨は、以下のとおりであると考えられる。すなわち、相手方が従事することと



なる業務が、役務の提供等を行う事業者によって提供され又はあつせんされる関係にある場合には、消費者である相手方が、提供される役務等について事業者との間で特定負担を伴う取引をすれば、同役務等を利用した業務に確実に従事することができ、その結果、業務提供利益を確実に収受し得るものと期待し、あたかも同利益が事業者より保証されるかのように期待することは、無理からぬところである。そのため、このような誘引形態による役務の提供等に係る取引は、そうでないものと比較して、相手方（消費者）に対するより高い誘引力を発揮するものと考えられるから、かかる取引の適正を図るべく、法による規制を及ぼす必要がある。

このような法51条1項の趣旨に照らせば、ある業務が、役務の提供等を行う事業者が自ら提供を行うものであるというためには、当該事業者が、当該業務に係る事業の主体であることがその不可欠の要素になるということはず、むしろ、当該業務に当該事業者が関与し影響力を及ぼすことを通じて、相手方をしてその収受し得る利益が事業者より保証されるかのように期待させる程度に、事業者が当該業務に関与し、相手方が収受し得る利益について影響力を及ぼすものであるか否かという観点から、当該業務が事業者から提供されたものであるか否かを判断すべきである。

- (3) これを本件についてみると、原告従事業務は、被告が自ら制作し、維持・管理するウェブサイト等を利用して、被告が用意した取扱商品という限定された範囲内から原告ショップで取り扱う販売商品を選定し、被告が設定した仕入価格を基に商品の販売価格を決定し、被告から種々の運営支援や販売促進活動を受けながら顧客に商品を販売することを主たる内容とするものである。その上、上記販売商品の選定は、被告に委ねることもできる。このように、原告従事業務は、被告が用意したドロップシッピング方式による固有の商品流通システムに組み込まれ、その下でのみ行い得るものであり、被告によって予めほぼ定型化されており、原告に付与された販売商品の構成や販売



価格を決定する権限も、あくまでも被告が予め設定した仕組みの枠内で認められるにとどまるものであり、さらに、業務に従事することにより得られる利益も、被告が設定する仕入価格により左右されるものであって、原告の判断でこれらを自由に変更することはできない。

(4) このような原告従事業務の性質にかんがみると、原告従事業務は、原告をして、その收受し得る利益が保証されることを期待させる程度に、被告が同業務に関与し、相手方が收受し得る利益について影響力を及ぼすものということができ、被告が自ら提供を行うものというべきであって、これに従事することによって原告が收受し得る利益、すなわち、原告ショップの顧客に対する商品の販売価格と仕入価格の差額相当額の収益は、業務提供利益に当たるものというべきである（なお、業務提供利益について、役務の提供等を行う事業者から直接得られるものに限定すべき理由は見当たらない。）。

(5) 被告が、原告に対し、被告提供役務を利用して原告従事業務を行うことにより、上記業務提供利益を收受し得ることを標榜して本件契約に基づく取引を誘引したことは、請求原因1事実(3)のとおりである。そして、本件契約に基づく取引が、前記2(2)の被告提供役務という被告自身による役務の提供に係るものであり、その役務に対する対価として原告による契約金及び年間更新料の支払（特定負担）を伴うものであることは明らかである。

(6) 以上によれば、本件契約に基づく取引は、法51条1項所定の業務提供誘引販売取引に当たるものと認められる。

7 そうすると、業務提携誘引販売取引の相手方であり事業所等を設置することなく原告従事業務を行う原告は、法58条1項に基づき書面により本件契約を解除することができるから、原告が、平成23年5月21日到達の本件訴状をもってした解除の意思表示は有効であり、原告は、同解除による原状回復請求権に基づき、既払契約金73万2900円とこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を定めること



ができる。

## 8 結論

以上によれば，請求原因 2 について判断するまでもなく，原告の請求には理由がある。よって，これを認容することとして，主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第 3 民事部

裁判長裁判官 田 中 俊 次

裁判官 竹 村 昭 彦

裁判官 植 村 一 仁

これは正本である。

平成 23 年 7 月 4 日

大阪地方裁判所第 3 民事部

裁判所書記官 山 上 雅 英